

一般社団法人漁業経営安定化推進協会
代表理事会長 三浦 秀樹 殿

〇〇漁業協同組合
東京都千代田区神田錦町 3-4-2
漁安協 太郎

押印は不要

令和5年度競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金により取得した財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条第3項の規定に基づき付された条件により付された間接補助条件に基づき、下記のとおり処分したいので、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準第10条第1項の規定により、承認申請します。

なお、本申請の承認後、当該承認に係る処分内容と異なる財産処分を行おうとする場合、当該承認に付された条件を満たすことができなくなった場合又は当該財産処分を取りやめることにより間接補助目的に従った間接補助対象財産の使用を継続しようとする場合には、速やかに貴職にその旨を報告し、指示に従うことといたします。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

(1) 処分を行う理由

担保設定予定日を記入

間接補助財産の取得に必要な資金の融資を受けるための担保設定を、令和6年9月25日に予定しているため

2件ある場合は合計額

(借入額：〇〇円、自己資金：〇〇円、市補助(ある場合のみ記入)：〇〇円)

(資金の使途：補助残〇〇円、工事費等：〇〇円、消費税相当額〇〇円)

借入額・自己資金等の合計と資金の使途の合計が一致すること

(2) 今後の利用方法（処分区分）

間接補助財産の取得後、当該財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、間接補助目的に従って、その効率的運用を図る。（処分区分：担保－補助残融資又は補助目的の遂行上必要な融資を受ける場合、担保権の種類：譲渡担保）

適用できる担保権の種類→譲渡担保または抵当権（根抵当権は適用できません）

2 処分の対象財産

(1) 財産の名称、間接補助事業名、所在、型式、数量

財産の名称	間接補助事業名	所在
船内機	令和5年度補正競争力強化型機器等導入緊急対策事業助成金	東京都千代田区（神田漁港）
型式	数量	
メーカー：〇〇〇〇(株) 型式：ABCD-12345	1台	

船上機器は漁港または停泊場所（番地不要）、陸上機器は設置場所（所在地）を記載

(2) 事業費、間接補助金額、補助率

事業費	間接補助金額	補助率
10,320,000円	5,160,000円	1/2以内

(3) 耐用年数（処分制限期間）、経過年数

耐用年数 (処分制限期間)	経過年数
5年	0年0ヵ月

・事業費：機器本体の消費税抜きの額
省力・省コスト化の申請の場合、設置工事費と合計
・間接補助金額：交付決定額
(千円未満切捨てで上限5千万円)

3 処分予定年月日

農林水産大臣の承認があった日以降

計画承認申請書と同様の処分制限期間を記入

財産の取得日から担保権の設定予定日までの期間（取得と設定が同時であれば0年0ヵ月）

4 その他参考資料

この記述通りに記載

- ①交付決定通知書(写) ②金銭消費貸借契約証書(案) ③譲渡担保設定契約証書(案)
④金融機関への借入申込書(写) ⑤見積書(写)

抵当権の場合は「抵当権設定証書(案)」